

# 家族の賠償責任認めず

A/2面

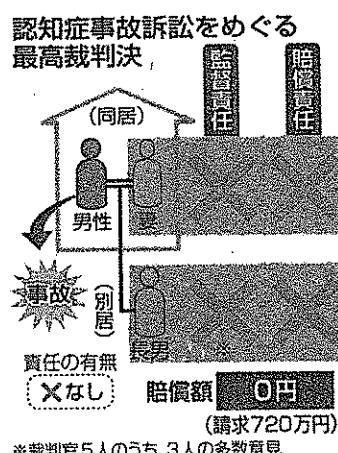
## 最高裁がJR請求を棄却

認知症の男性（当時61歳）が一人で外出し、列車にはねられ死亡した事故で、JR東海が遺族に損害賠償を求めた訴訟の判決が1月、最高裁第3小法廷（岡部義代子裁判長）であります。最高裁は男性の妻（83歳）と長男（65歳）の賠償責任を認めず、JR東海の請求を棄却する判決を言い渡しました。「二審を通じ、遺族側の逆転全勝訴が確定しました。

【解説】  
最高裁は、認知症の人を介護する家族の民法上の監督責任について、総合的に考慮すべきだとして、介護が与えた衝撃は大きく、介護家庭から「これでは閉じ込めしかなく、介護が成り立たない」と悲痛な声が上がりました。

認知症の男性（当時61歳）が一人で外出し、列車にはねられ死亡した事故で、JR東海が遺族に損害賠償を求めた訴訟の判決が1月、最高裁第3小法廷（岡部義代子裁判長）であります。最高裁は男性の妻（83歳）と長男（65歳）の賠償責任を認めず、JR東海の請求を棄却する判決を言い渡しました。「二審を通じ、遺族側の逆転全勝訴が確定しました。

【解説】  
最高裁は、認知症の人を介護する家族の民法上の監督責任について、総合的に考慮すべきだとして、介護が与えた衝撃は大きく、介護家庭から「これでは閉じ込めしかなく、介護が成り立たない」と悲痛な声が上がりました。



線の駅構内で発生。男性  
(要介護4)は、要介護1  
の妻が数分まどろんだ間に  
として振り替え輸送など  
任能力がない人の賠償責任  
は「法定の監督義務者」が  
負うと規定しています。

の損害約720万円の賠償  
を支払うと規定しています。  
JR東海は、認知症などで責  
任能力がない人の賠償責任  
は「法定の監督義務者」が  
負うと規定しています。  
婦の協力扶助義務」規定(7  
52条)を根拠に妻を「法  
定の監督義務者」として賠  
償を求める点について、「認  
知症の人と同居する配偶者  
い」と明確に認しました。  
長男についても20年以上  
別居しており、監督義務者  
にあたらないとしました。

## 介護の実情を踏まえ 今後の羅針盤になる

JR東海認知症事故訴訟の最高裁判決をうけて記者会見する「認知症の人と家族の会」の高見国生代表理事（右）と田部井康夫副代表理事＝1日、東京・豊島区の司法記者クラブ

【解説】  
最高裁は、認知症の上あると推定されています。そ  
うしたなか、家族に事故の賠  
償責任を負わせた「二審判  
決が与えた衝撃は大きく、介  
護家庭から「これでは閉じ込  
めしかなく、介護が成り立  
ませんでした。  
認知症の人は500万人を  
超え、25年には700万人に  
なりました。

（西口友紀恵）

# 介護者の訴え届いた

認知症事故 遺族勝訴

「温かい判断」で「画期的」

「うれしい、よかった」「全  
面的勝訴で画期的だ」。認  
知症の男性が列車にはねられ  
死亡した事故で、JR東海が  
遺族に損害賠償を求めた訴訟  
で、最高裁第3小法廷が1  
日、「認知症の人と家族の会」  
と遺族側代理人は賛ひの意見  
を開きました。

(72)は、同裁判係争  
中に会として見解を何  
度も出し、「家族の大  
変さや認知症の実態を  
訴えてきた。私たちの  
訴えが通じた」と評  
價。家族に賠償責任が  
あるとする最高裁判決  
が出てしまえば、46  
2万人(2012年の  
推定)いると言われる  
認知症の人の介護とか  
かわる家族や専門職の  
人たちは、介護を続け  
られなくなると述べま  
した。

高見さんは、遺族の  
長男と会ったときのこ  
とを紹介。「一、二審  
のようないくつかの  
訴訟を残しました。  
最高裁は、一、二審  
の判決を覆す判断を示  
しました。

名古屋地裁判決は13  
年8月、長男と妻に計  
720万円の支払いを  
命じ、名古屋高裁判決  
は14年4月、妻にだけ  
監督責任を認め約36  
0万円の支払いを命じ  
ました。

## 家族介護の限界示す

最高裁は、一、二審  
の判決を覆す判断を示  
しました。  
名古屋地裁判決は13  
年8月、長男と妻に計  
720万円の支払いを  
命じ、名古屋高裁判決  
は14年4月、妻にだけ  
監督責任を認め約36  
0万円の支払いを命じ  
ました。

高見さんは、遺族の  
長男と会ったときのこ  
とを紹介。「一、二審  
のようないくつかの  
訴訟を残しました。  
最高裁は、一、二審  
の判決を覆す判断を示  
しました。  
名古屋地裁判決は13  
年8月、長男と妻に計  
720万円の支払いを  
命じ、名古屋高裁判決  
は14年4月、妻にだけ  
監督責任を認め約36  
0万円の支払いを命じ  
ました。

最高裁は、一、二審  
の判決を覆す判断を示  
しました。  
名古屋地裁判決は13  
年8月、長男と妻に計  
720万円の支払いを  
命じ、名古屋高裁判決  
は14年4月、妻にだけ  
監督責任を認め約36  
0万円の支払いを命じ  
ました。

高見さんは、遺族の  
長男と会ったときのこ  
とを紹介。「一、二審  
のようないくつかの  
訴訟を残しました。  
最高裁は、一、二審  
の判決を覆す判断を示  
しました。  
名古屋地裁判決は13  
年8月、長男と妻に計  
720万円の支払いを  
命じ、名古屋高裁判決  
は14年4月、妻にだけ  
監督責任を認め約36  
0万円の支払いを命じ  
ました。

高見さんは、遺族の  
長男と会ったときのこ  
とを紹介。「一、二審  
のようないくつかの  
訴訟を残しました。  
最高裁は、一、二審  
の判決を覆す判断を示  
しました。  
名古屋地裁判決は13  
年8月、長男と妻に計  
720万円の支払いを  
命じ、名古屋高裁判決  
は14年4月、妻にだけ  
監督責任を認め約36  
0万円の支払いを命じ  
ました。

高見さんは、遺族の  
長男と会ったときのこ  
とを紹介。「一、二審  
のようないくつかの  
訴訟を残しました。  
最高裁は、一、二審  
の判決を覆す判断を示  
しました。  
名古屋地裁判決は13  
年8月、長男と妻に計  
720万円の支払いを  
命じ、名古屋高裁判決  
は14年4月、妻にだけ  
監督責任を認め約36  
0万円の支払いを命じ  
ました。

高見さんは、遺族の  
長男と会ったときのこ  
とを紹介。「一、二審  
のようないくつかの  
訴訟を残しました。  
最高裁は、一、二審  
の判決を覆す判断を示  
しました。  
名古屋地裁判決は13  
年8月、長男と妻に計  
720万円の支払いを  
命じ、名古屋高裁判決  
は14年4月、妻にだけ  
監督責任を認め約36  
0万円の支払いを命じ  
ました。

判決骨子

だ。  
「事故当時の妻は  
年齢や健康状態から夫  
の監督が現実的に可能  
な状況にあったとは言  
えず、監督義務者に當  
たらない。

「認知症の人と同  
居する配偶者だからと  
いつて、直ちに監督責  
任があるとは言えな  
い。  
一、監督義務者に當  
たるか否かは、介護の  
実態などの事情を総合  
考慮して判断すべき  
任があるとは言えな  
い。  
一、長男も20年以上  
別居しており、監督義  
務者に當たらない。

最高裁におかれま  
して、大変温かい判断  
をしていただき、心よ  
り感謝申し上げます。

最高裁判決は、8年間、  
長い結果に、父も喜ん  
でいると思います。

最高裁判決は、8年間、  
長い結果に、父も喜ん  
でいると思います。

最高裁判決は、8年間、  
長い結果に、父も喜ん  
でいると思います。